(9) 異動期の担当者変更

発注者様の関係者(専任監督員、主任監督員、総括監督員)が異動されるときは、以下によりシステムの設定を行ってください。

【後任があいち建設情報共有システムのグループに記載されていない機関からの異動者であるとき】 異動者情報が協会に提供されるまであいち建設情報共有システムの利用ができません。また、愛知 県建設局関係はこの後、担当者の変更情報が提供されますが、早期に利用を開始する必要がある場合 は、異動者情報が協会に提供された後であれば後任者が案件別に担当変更を行うことができます。こ のときは以下の設定を行ってください。

・担当期間(開始):異動日(例年 4/1)

・担当期間(終了):通常は設定不要

・担当者:前任者を削除し、後任者を異動後の所属機関や氏名の一部で検索して登録

【後任が、あいち建設情報共有システムのグループに記載されている機関からの異動者である場合】 異動前日(例 3/31)までに以下の設定を行ってください。

・担当期間(開始):異動日(例 4/1)

・担当期間(終了):通常は設定不要

・担当者:前任者を削除し、後任者を異動前の所属機関や氏名の一部で検索して登録